

こんにちは！
登別市社会福祉協議会（社協）です！
12月は実は他にもたくさんの呼び方があるのをご存じですか？
「極月」、「窮月」、「限りの月」、「除月」といった一年を締めくくる呼び方。そして「梅初月（うめはつづき）」や「春待月（はるまちづき）」のように、春への期待が込められた素敵なお呼び方もあります。
今年は、一年の終わりを告げる呼び方だけでなく、春への期待を込めた呼び方も素敵ですね。



あたまの体操

今回は「歌詞穴埋めクイズ」です。

以下の歌詞の①、②に当てはまるものを選んでください。

「明日があるさ」

明日があるさ 明日がある
若い僕には (①) がある
いつかきっと いつかきっと
わかってくれるだろう

- 1.友
- 2.愛
- 3.夢
- 4.明日

1963年（昭和38年）
12月1日リリース
歌唱：坂本九
作詞：青島幸男
作曲：中村八大



「三百六十五歩のマーチ」

人生は ワン・ツー・パンチ
汗かき べそかき 歩こうよ
あなたのつけた 足あとにや
(②) 花が 咲くでしょう

- 1.小さな
- 2.大きな
- 3.すてきな
- 4.きれいな

1968年（昭和43年）
11月10日リリース
歌唱：水前寺清子
作詞：星野哲郎
作曲：米山正夫
編曲：小杉仁三

裏面にあたまの体操の答えとお知らせを掲載しています



特別生活資金（冬期生活資金）のご案内

この資金は、暖房費など冬の生活に必要なお金をお貸しする制度です。

どんな人が利用できるの？

①高齢者世帯	70歳以上（障がいのある方は65歳）の方がいる世帯で、以下に当てはまる方（ただし、老齢福祉年金を受給する方がいる世帯に限る） <ul style="list-style-type: none">・単身世帯（一人暮らし）・同居者が18歳未満の児童のみの世帯・同居者が60歳以上の方のみの世帯・同居者が60歳以上の方及び18歳未満の児童のみの世帯
②障がい者世帯	・障害基礎年金を受給している方が世帯主または配偶者である世帯（ただし、配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止限度額以下であること） <ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当を受給する方がいる世帯
③特定疾患患者世帯	特定疾患医療受給証または特定疾患患者認定書の交付を受けている方が、世帯主、配偶者、または20歳未満の児童のいずれかである世帯（ただし、本人の所得が障害基礎年金の支給停止限度額以下で、かつ配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止限度額以下であること）
④その他所得が低い世帯	上記①または②に準ずる世帯で、その所得が福祉年金等の支給停止限度額以下の世帯

貸付の主な条件

貸付額：上限5万円（1世帯あたり）
利子：無利子（利息はかかりません）
保証人：別世帯の保証人が1名必要です。
返済（償還）：借りた月の翌月から12カ月以内
※もし期限までに返せなかった場合は
遅延利子（年10.75%）がかかります
申込期間：毎年10月1日から翌年3月末日まで

利用できない方・注意点

利用できない方：社会福祉施設に入所されている方
注意点：生活保護を受給している世帯の方は
福祉事務所の承認が必要です。
申請前に必ず担当のケースワーカーにご相談ください。

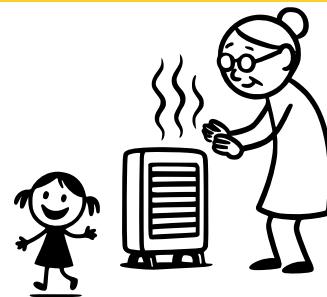
申し込み・ご相談先

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会
TEL 0143-88-0860



【冬期生活資金の貸付】

発行：登別市社会福祉協議会 登別市片倉町6丁目9番地1 電話 0143-88-0860



まごころレターは赤い羽根共同募金の支援を受けて発行しています

